

## 森づくりグループ活動支援事業等の助成対象期間の変更

次の4事業について、令和7年度申請から、森づくり活動のメインシーズンの活動を切れ目なく支援するため、事業始期を前年度の3月としたので御承知ください。

### 1 対象事業

- ① 県民参加の森づくり推進事業、② 森づくりグループ活動支援推進事業、③ 学校林活用推進事業、④ 海岸林保護団体活動支援事業

### 2 期間の改正案

対象事業	①	②、③、④
事業始期	助成希望団体の責任において、前年度の3月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。	助成希望団体の責任において、前年度の3月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。
事業終期	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の12月28日のいずれか早い日までとする。	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。
報告・支出期限	12月28日	2月15日

### 3 期間改正のイメージ

- ① 県民参加の森づくり推進事業

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R06	R06年度申請											R07
R07	R07年度申請											R08

- ② 森づくりグループ活動支援推進事業、③ 学校林活用推進事業、④ 海岸林保護団体活動支援事業

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R06	R06年度申請											R07
R07	R07年度申請											R08